

未来に投企する者としての〈母〉

— ドゥルシラ・コーネル追悼

後藤 浩子

はじめに

- 1 胎児の措定の開始と労働保護
- 2 カテゴリーとしての「女性」と「母性」批判——ジェンダー論とその限界
- 3 リプロダクティブ・ライツの主体である「母」、そして協力者としてのさまざまな親達
- 4 『ジェンダー・トラブル』のトラブル——ジェンダーはアイデンティティかわりに

はじめに

「リプロダクティブ・ライツ」の法理念とそれが形成された背景は、国によってかなり異なっている。本稿では、アメリカ合衆国の事情を中心に取り上げ、ジェンダー論が登場した背景とそもそものジェンダー論の目的、ジェンダー論における「母」の置き去りの問題、D. コーネルによる「母」の救出とフェミニズムの再構築、そしてジェンダー論における横滑りの問題を扱う。

1 胎児の措定の開始と労働保護

合衆国では、人工妊娠中絶の法的承認をめぐる、「プロ・ライフ」対「プロ・チョイス」という対立の構図ができあがっている。この「プロ・ライフ」運動は、胎児の権利を根拠にして人工妊娠中絶の法的禁止を求めるものであり、1980年代に合衆国で始まり、そして拠点となりそうな宗教的文化的基盤をもつ国へと広まった。この運動は、1970年代の性の自由を根拠に中絶合法化を主張したフェミニズム運動と対立した。合衆国では、1973年に連邦最高裁判所が「ロー対ウェイド」判決で、憲法が保障するプライバシーの権利を根拠にして女性の中絶の権利を認め、この最高裁判決によって、一部の州レベルで制定されていた中絶を非合法とする法制は停止された。以降、この状態を覆そうとするプロ・ライフ運動が始まった。

この運動は、墮胎を犯罪とする「1861年の人に対する犯罪法」が未だに効力を持ち、避妊具の販売さえも非合法化されていたアイルランドに顕著な形で広がった。避妊と中絶の権利を獲得しようとするフェミニズム運動に対抗して、憲法そのものに一人格としての胎児の権利を書き込む修正

を図ろうとするプロ・ライフのプロパガンダが1981年4月から開始された⁽¹⁾。1983年、プロ・ライフ運動の結果、憲法修正第8条として、第40条第3項第3号に「国は胎児の生命に関する権利を認め、母親の生命に関する同等の権利を尊重しつつ、胎児の権利を法律において尊重し法律によって可能な限り保護し擁護することを保障する」という胎児の権利が書き込まれた⁽²⁾。以来、2018年5月に国民投票によって憲法修正第8条が撤廃されるまで、アイルランドでは中絶が非合法化された。この撤廃は、市民集会 Citizens' Assembly という熟議民主主義システムを構築して国民的議論を重ねた結果であった。その後、アイルランドでは、ヘルスケアの項目のもとで人工妊娠中絶に対する法的コンロールがなされている。

では、そもそも合衆国において「プロ・ライフ」運動が唱える「一人格としての胎児の権利」はどのようにして生み出されたのか。一見、その運動を推進してきた保守的キリスト教組織だけが開始したように思われるが、実はそうではない。そこにはかなり皮肉な歴史がある。1980年代にリプロダクティブ・ヘルス保護のための胎児保護方針 fetal protection policies として私企業で制定された就業規則が、「奇妙な仕方」で胎児とその権利を生み出したのである⁽³⁾。最終的には1991年に連邦最高裁が「ジョンソン・コントロールズ」訴訟において、この胎児保護方針が、機会の平等性を女性から奪う性差別的なものであり、公民権法に規定する性差別にあたり規定した1978年妊娠差別禁止法 Pregnancy Discrimination Act に反するという判決を出したが、この胎児保護方針に対する反論のために、「女性」と「母胎」を直結させる「女性というジェンダー」と闘うことが、1980年代を通して合衆国のフェミニズムの課題となったのである。

1964年の公民権法成立以前には、ジョンソン・コントロールズ社はバッテリー製造部門で実際に製造に携わる工員として一人の女性も雇用していなかった。なぜなら、バッテリー製造の多くの作業が高レベルの鉛汚染を伴っていたからである。鉛は汚染された当人の健康に有害なだけでなく、生殖への影響もあることが判明していた。汚染された人が男性か女性かを問わず、「胎児の深刻な先天性欠損症」に至る恐れがあった⁽⁴⁾。鉛は生殖への有害性ゆえにアメリカ政府が最初に規制した物質の一つだった。

ところが、この鉛汚染の弊害を伴うバッテリー製造職は、他の職種より高賃金だったので、それでもこの職を希望する女性達が存在した。1964年の公民権法成立以来の平等政策のもと、政府も女性雇用を後押しした。ジョンソン・コントロールズ社は、1977年の規則で、妊娠した際の鉛の有害な影響について女性に警告し、妊娠可能年齢の女性に製造施設での仕事をしないよう注意を促すという任意の形式の保護策を講じた。ところが、鉛汚染を伴う仕事に就いていた女性8人が妊娠したので、1982年に会社は妊娠中か妊娠可能な女性を鉛害の恐れのある製造職に配置するのを禁じる強制策をとった⁽⁵⁾。すでに雇用されている女性達には、製造工程での仕事を継続したいならば

(1) Michael Solomons, *Pro Life: The Irish Question*, The Lilliput Press, 1992, p.54.

(2) 斎藤憲司「アイルランドの憲法と宗教(下)——1983年の第八次憲法改正による「胎児の権利」条項の新設をめぐって」『レファレンス』(国立国会図書館調査立法考査局)404号, 91頁。

(3) ドゥルシラ・コーネル『自由のハートで』仲正昌樹他訳, 情況出版, 2001年, 139頁。

(4) 同上書, 140頁。

(5) Cynthia R. Daniels, *At Women's Expense: State Power and the Politics of Fetal Rights*, Harvard U.P., 1993, p.63.

不妊手術を受けるように要求した⁽⁶⁾。この会社の方針に対して、全米自動車組合が会社側を訴えた。組合側の告訴人の構成は、仕事の継続の条件として不妊手術を受けるように命じられた女性6人に加えて、子供をもつために生殖機能に有害な影響を与える職種からの異動希望を出し拒否された男性1人であった。組合側が性差別を論証するには、その仕事が男女に対して同様の危険があるにもかかわらず、両性の待遇に違いを設けていることを示さなければならなかった。このためには、男性にとっての危険と同様の水準に女性にとっての危険を低く見積もらざるを得なかった。一方、会社側は、胎児への危険を強調し、母親としての責任を負わない女性達から胎児を保護する責任を負っていると主張した。胎児の権利の代弁者の登場である。1989年に、第7回巡回控訴裁判所は、「全米自動車組合の動物調査は、…父親の鉛汚染は生まれていない子供に対して女性従業員の鉛汚染と同程度の危険を与える、ということを示し出すのに必要な、根拠の確実な科学的データの例を示していない」と判断し、会社側の主張を支持した⁽⁷⁾。この控訴審判決は、成人男女が鉛から精子や卵子に受ける被害の比較ではなく、会社側が代弁している「胎児の立場」を受容し、そこから「鉛を被った男性と女性から胎児が受ける危険性の比較」をしたのである⁽⁸⁾。こうして、仮想された「胎児」が人格性を帯びて合衆国の法廷審理の議論のなかに入り込んだ。

この控訴審判決を否定した1991年の連邦最高裁判決のタイミングは、J. バトラーの『ジェンダー・トラブル』(1990)の思想的意味を考える際の背景として考慮されるべきである。その著作は、「女性=妊娠=出産=母」という図式ステレオタイプ(上記のジョンソン・コントロールズ社の強制的保護策がまさに前提しているもの)は社会的に構築された「ジェンダー」なのであり、その図式からの逸脱の余地は十分ありうるのであって、それを「自由」として認めよ、という主張であった。これは同時に、「女性は必ずしも母ではない」という形で「母」を追放し、論外に置く論法だったが、法の議論のなかに入り込んでしまった仮想的「胎児」を消去する非常手段としては、効果的であった。連邦最高裁は、個々の女性の生殖能力と経済的役割との重要性の比重を決定するのはその女性自身やその家族なのであり、法廷や雇用主ではない、という判断を示した。

2 カテゴリーとしての「女性」と「母性」批判——ジェンダー論とその限界

以上のように、合衆国では胎児保護方針がもたらす女性の選択の自由の制限に対する批判として「ジェンダー」が焦点化された。それは法や社会制度の規定による人間のカテゴリー分けであり、合衆国のフェミニズムのメイン・プログラムは、この「女性」カテゴリーとの闘争となった。

では、埒外に置かれた「母」はどうなったのか。本節では、2022年12月に逝去したD. コーネルの思索の跡を辿ることで、ジェンダー論とフェミニズムの齟齬と再結合の余地を考察したい。

まず、1973年に連邦最高裁判所が出した「ロー対ウェイド」判決の意味を整理しておこう。こ

(6) *Ibid.*, p.88. ジョンソン・コントロールズ社以外にも、1978年にアメリカン・サイアナミッド社の塗料工場では、5人の女性が雇用継続の条件として不妊手術を要求された。ところが、彼女たちが不妊手術を受けた1年後に工場が閉鎖される事態となり、訴訟事件となった。*Ibid.*, p.64.

(7) *Ibid.*, p.78; *UAW v. Johnson Controls* (7th Circuit, 1989), p.33. 傍点は引用者による。

(8) コーネル、前掲『自由のハートで』146頁。

の判決は、「プライバシーの権利」のなかに「女性が自身の妊娠状態を終了させるか終了させないか」を決定する権利も含まれる、としたものであり、他国にはない中絶合法化の根拠づけである。そもそも「プライバシーの権利」は憲法に明文化されておらず、小林直三によれば、「ロー対ウェイド」判決に先行する二つの判決、1965年のグリスワルド判決と1973年のエイゼンスタット判決で「憲法規定の周辺の権利」として承認されたものであった⁽⁹⁾。グリスワルド判決は、避妊薬・避妊具の使用を制限する州法を「避妊薬の使用の形跡を暴露するために、神聖な区域である夫婦の寝室を警察が搜索することを許し得ようか。まさにそうした考えこそ、婚姻関係をめぐるプライバシーの観念にとって嫌悪すべきものである」とみなして、違憲としたものであった⁽¹⁰⁾。まさに閨房における国家からの自由である。エイゼンスタット判決は、「避妊薬を既婚者へ配布することが禁止され得ないのなら、独身者への配布を禁止することは、同じく許されない」という論理で、プライバシー権を夫婦の権利ではなく個人の権利であるとした⁽¹¹⁾。そして、プライバシーの権利は「子供を産むかどうかの決定という個人に根本的に関わる事項への、不当な政府の侵害から」の自由であるとされた⁽¹²⁾。「ロー対ウェイド」判決は、このプライバシーの権利をさらに敷衍し、「婚姻、生殖、避妊、家族関係、子供の養育および教育に関わる活動」にも及ぶこと、さらには、自分の妊娠状態を終了させるか終了させないかに関しての女性自身による決定も含まれるとし、これによって州レベルの法が女性の妊娠中絶の自由を制限するのを違憲とした。ただ、他方でこの判決は、胎児が独立生存可能になった時点以降、州による潜在的生命の保護に基づく制限を認めていた。この結果、「州が様々な規制形態による制限を試み、どの場合にならば許されるのかを争うことで、いわば、ロー判決で漠然と認められた女性の妊娠中絶の自由を削り落としていく形で、その範囲を明確にして」いくプロセスが生じた⁽¹³⁾。

このような州政府の介入を期限規制する質の判決であった点、そして私領域での選択の自由に基づいていた点で、この判決に基づく中絶合法化はある意味限界をもっていた。上記の三つの判決の流れからもわかるように、そもそもは避妊の合法化から出発し、子供を産むというより「もつ」意思決定の自由を介して、付録のように妊娠継続の意思決定の条件付き自由へと拡大されたにすぎないものである。そこには避妊と出産を性質上同等とみなす観点が暗黙裡に織り込まれている。

この問題に気づいたのが、コーネルであった。プライバシーの権利は国家に妨害されず「一人放っておかれる権利」にすぎず、選択の自由といっても、そもそも「不本意な妊娠をしようなどと選択する女性などいない」とコーネルは指摘する⁽¹⁴⁾。確かに、中絶は選択の自由の結果というより、不自由の結果、余儀なくされるものである。

このプライバシーの権利に代えて、コーネルは「中絶権を平等権として再定義し、平等の項目の

(9) 小林直三「妊娠中絶の自由の本質とその限界——米国連邦最高裁判例を素材として」『關西大學法學論集』52巻1号、2002年6月、76頁。

(10) 小林、同上書、77頁。

(11) 小林、同上書、77頁。

(12) 小林、同上書、77頁。

(13) 小林、同上書、81頁。

(14) ドゥルシラ・コーネル『イマジナリーな領域——中絶、ポルノグラフィ、セクシュアル・ハラスメント』仲正昌樹監訳、御茶の水書房、2006年、45頁。

もとでその保護を正当化する」ことを主張してきた⁽¹⁵⁾。ではそれは、どのような平等なのか。

平等権における再定義にあたり、コーネルは、中絶の権利を概念化する際に「性的差異の内にある女性的なもの」を表現するレトリックがないという問題を指摘している。つまり、「人格」「主体」「自己」「身体」という言葉では、妊娠中の人間の特有性がすべて捨象されてしまうからだ。内省が映し出すものは単純な自己ではないはずだが、それを表現するレトリックがなかなか見つからない。その結果、合衆国の法定ではしばしばその特有性が、子宮という現実中存在する器官の有無という差異に還元されてきた。それゆえ、妊娠中の人間の特有性を「再象徴化する」レトリック、つまり通常の言語秩序のなかでなんとかその特有性を表現する技法がまず模索されたのである。

コーネルは苦慮のうえ、「身体的統合性 bodily integrity」と「個体化 individuation」というタームを考え出した。これは、バトラーの著作のタイトル *Bodies That Matter* からコーネルがある着想を得て生み出されたものだ。そもそも、バトラーの「身体」も、コーネルの「身体的統合性」も、ともに非常に理解しにくいものである。この原因は、英語にあると思われる。市川浩はヨーロッパ語に内在する構造的二項図式を次のように指摘している。「〈身体〉およびそれに対応するヨーロッパ語は、それ自体がすでに〈精神-身体(物体)〉という二項図式に拘束された理論的ならびに日常的な意味の歴史をにない、そのような図式のフィルターをとおした〈世界〉の特定の分節化の仕方を暗示している」⁽¹⁶⁾。少なくともフランス語には、精神と身体を媒介する「魂 l'âme」という言葉が存在する。例えば、それは、自殺や中毒など身体の傾向性に反する方向に駆動させるものを指示したり、身体を突き動かす情動の源を指示したりする際に使われる。しかし、英語の soul はこのような位置にはない。

このような事情をもつ英語のもとで妊娠の特有性を言語に表すために、コーネルは、ジャック・ラカンの「身体的エゴ」の観念とデリダの *Glas* における「母」を援用して、「身体的統合性」という概念を案出した。この二つの素材は産む者というよりも産み出される者にまずは着目し、生を受けた人間すべてに必ず伴う根源的他者を概念化している。

まず、コーネルは、ラカンの「鏡像段階」の論述から、「自己というものが有する社会的で象徴的な構造」を取り出す⁽¹⁷⁾。「鏡像」という他者は、幼児自身の身体とは合致しない、「自己としての身体的統合性の映像」であり、そこには「想像された予期の契機」という虚構性があり、この投企 project され予期された一貫性が「自己」を構成する。自分にとって問題になるのは、この投企された身体的統合性の映像なのである。これが「問題になる＝関わってくる」という意味での *matter* となる身体である。もし、投企された映像がなければ、身体は、たんなる物 *matter* という意味での *matter* である。コーネルは、“*Bodies That Matter*” という言葉から、「物としての身体」から「問題になる＝関わってくる」身体へという次元の転換を読み取ったのである。

この「問題になる＝関わってくる」身体が「自己というものが有する社会的で象徴的な構造」であるとすれば、それが構成される「起点」はどこか。この問いに答えるために、コーネルはデリダを参照する。「自己が構成される起点であり、また自己が投企を通じて、単なる「ある身体＝誰か

(15) 同上書、58頁。

(16) 市川浩『身体論集成』岩波書店、2001年、31頁。

(17) コーネル、前掲『イマジナリーな領域』53頁。

some body」ではなく、一つの自己としての生き残りのために依拠している未来の他性 the alterity of the future の承認を想定する文脈においてこの分節化がなされなければならない⁽¹⁸⁾。この「未来の他性」こそ、コーネルがデリダに見出した「母」という概念である。それは、「最初にやって来て、彼に生を与えた彼女を想起すること、しかも、彼女が彼の記憶の対象に還元できないものであることをずっと知りながら、想起すること」である。そして「自分自身を主体として呼び戻して自分自身を取り集めるとき、そうするのは母を介して」であり、「母によって刻印づけられた主体は自分自身を統合することはできず、ただ自分自身を母を介して呼び戻すことしかできない⁽¹⁹⁾」。デリダは、言う。「母は、…決して現前化できないことになるだろう未来として、…みずからが産んだことになるだろうものよりも、常に生き延びるのである⁽²⁰⁾」。

この「最初にやって来て、彼に生を与える」母は何をするのか。実は、バトラーは2008年に『戦争の枠組』の序章「あやうい生、悲嘆をもたらす生」で、“Bodies That Matter”を本歌取りしたコーネルに返歌を送っている。バトラーは悲嘆可能性という概念を使うことで、前未来形の次元への投企によって生じるコーネルの「身体的統合性」をより明晰に敷衍している。「わたしたちは、子供が望まれているとき、その生は寿がれて始まる、と考える。しかし、その子の生が悲嘆可能 grievable であるという了解、つまり、その子の生は失われれば悲嘆をもたらすものであり、そういう前未来形がその子の生の条件として設定されているのだ、という暗黙の了解がなければ、生を祝うこともありえない。…悲嘆可能性は、生 a life がはじまり維持されるための条件となる。今まさに生きられはじめたばかりの生のはじまりの点において、「ひとつの生が生きられた a life has been lived」という前未来形が前提されるのである。…悲嘆可能性なくして生はない。あるいは、生ではない何かが生きていただけだ⁽²¹⁾」。

一つの生を眺め渡し、「ひとつの生が生きられた」つまり完了した未来の地点を予期し投企 project するというのが、ここでいう前未来形である。つまり、生誕とは同時に死に向かう旅の始まりであって、喜びのみならず苦しみとの授与でもあり、そのような生を産み出し守る責任と不安、これを引き受けての投企の瞬間がある。と同時に、投企しない決断もある。バトラーを援用しつつ、コーネルのいう「自己全体の想像された投企」を敷衍すれば以上のようなものになる。つまり、妊娠した者の、前未来形における投企という「身体が象徴的かつ倫理的な重要性を持つようになるプロセスを通じて」、胎児の「身体は問題=関わってくるものになる」のである⁽²²⁾。

この「自己全体の想像された投企」は、産む側から生まれる側へと転位するが、その転位に不可欠の「鏡」となっているのは、母、つまり生を与えた者なのである。産む側においては発生の時間関係における投企があり、生まれる側においては、鏡像関係における投企がある。生を受けたすべての人間に必然的に随伴するもの、また生を受けるすべての人間に不可欠のものが、生と統一性を

(18) 同上書, 54, 55 頁。

(19) ドゥルシラ・コーネル『脱構築と法——適応の彼方へ』仲正昌樹監訳, 御茶の水書房, 2003 年, 216 頁。

(20) 同上書, 217 頁; Jaques Derrida, trans. by John P. Leavy Jr. and Richard Rand, *Glas*, University of Nebraska Press, 1986, pp.116-117.

(21) ジュディス・バトラー『戦争の枠組——生はいつ嘆きうるものであるのか』清水晶子訳, 筑摩書房, 2012 年, 26 頁。傍点は引用者による。

(22) コーネル, 前掲『イマジナリーな領域』46 頁。

与える一人格としての女性であり、ここから「人格における平等」を導出しようとしていたように思われる。「もし女性の人格性が法によって真に尊重されることになる場合、彼女はまた中絶の決定とその決定に付与される意味の究極的な源泉でなければならないのである。彼女の決定について語る権能 narrative power を持つべきは国家ではなく女性なのだ。語る権能は彼女の人格性にとって意思決定それ自体と同じように重要である。というのは、一人の人格になるかどうかは、当人の自己全体の想像された投企にかかっているからだ」⁽²³⁾。コーネルは、女性が「自分自身を全体として時間を超えて投企する」ことができるためには、「身体的統合性」の保障が必須条件であるとする⁽²⁴⁾。女性が一人の人格であるからこそ、新しい命に一人の人格を付与できるのである。

この投企は女性の意識のイマジナリーな領域でなされ、この領域を保障することが平等な人格の保障だが、その際、バトラーがいう「悲嘆可能性」つまり「生」の授与の境界づけを個々の女性の倫理観に帰責することはできないし、してはならない。「プロ・チョイス」というレッテル、選択の自由というスローガンはこの点を隠蔽し、すべての社会関係から妊娠した女性と胎児を切り離し、女性と胎児という「因果性の狭い円を描き、女性をこの円の中心に据え」てしまう危険性もっている⁽²⁵⁾。むしろ、バトラーが促しているように、悲嘆可能性の境界は、女性に取り込まれている社会が作っているのだという点に目を向ける必要がある。「悲嘆可能性を感知することが、あやうい生を感知することに先立ち、それを可能にする」⁽²⁶⁾。

国家が、生命体としての胎児が母胎から独立して生存可能であることを根拠にして、胎児の独立した人格としての権利を認め、しかも独立生存可能性を認めているにもかかわらずなぜか保護の名目で女性の子宮に留まらせるよう命じる論法がある。その場合の胎児は、まさに「生ではないなにか」「将来においても決して生きられたものとはならないであろう生」になってしまう。物としての身体、頭数としての生命体である。人類は、不幸にもすでにこのような生を生み出す経験をしてきたし、今でもそれを生み出している。投企によって授けられる生の次元をそぎ落とすもの、それが奴隷制でありナチズムである。女奴隷といういわば生殖機械からは、「はじまりから非-生 non-life (の次元) に晒されて生きている、生きた存在」が生み出される⁽²⁷⁾。また、裁判闘争における法の言語も、「人格としての権利」を掲げつつも「母」の人格性を無視することで容易に身体を物へと切り詰める。

以上、コーネルの議論を追ってきたが、やはり「身体的統合性」はなかなか理解しづらいものがある。ところが、彼女が区別しようとしている身体 body の二つの次元は、英語でなく日本語であれば極めて容易に表現できる。「身」と「肉」である。「身」とは「問題＝関わってくるもの」になった身体であり、「肉」は物としての身体である。この「身」に気づかせてくれたのが、市川浩の「〈身〉の現象学」である。「身は、一つのレベル、一つの相においてのみ生きるのではない。身の自己組織化には、生理的自己組織化から、すでに家族的社会関係を含む感覚-運動的自己組織

(23) 同上書, 48頁。

(24) 同上書, 47頁。

(25) コーネル, 前掲『自由のハートで』146頁; Daniels, op. cit., p.75.

(26) バトラー, 前掲『戦争の枠組』26頁。

(27) 同上書, 26頁。

化、さらに複雑な社会関係のなかでの再組織化の諸段階をへた意識的-行動的自己組織化にいたるさまざまなレベルがある。のみならずこれらの自己組織化は、記号や用具や制度など、人間が歴史的に産み出したものを媒介にした文化的自己組織化と切りはなすことができない。身の個人的自己組織化は、身の文化的・集团的自己組織化の形態によって変化しうる⁽²⁸⁾。「結局、「身」は人間の全体存在にかかわる概念であるということができよう。しかしその全体は実体的統一ではない。「身」は〈他〉とのかかわりのなかで多極分解する可能性につねにさらされた錯綜体としてのあやうい統一である⁽²⁹⁾。「身ごもる」「身重」「身身となる(身二つとなる)」「身の上」「身の置き場」「身まかる」、これらの「身」を別様にいえば「自己の相関的で象徴的な構造」なのである。そして、この構造が生じるためには、「御身大切に」と最初に生を与える人がいなければならない。

3 リプロダクティブ・ライツの主体である「母」、そして協力者としてのさまざまな親達

妊娠した者の投企を誕生の起点に据えると、従来のリプロダクションの社会的編制を大きく変更する必要があることが見えてくる。コーネルは『自由のハートで』において、「イマジナリーな領域」の自由の要求を掲げて、この社会的編制の変容を展望している。この点についてのコーネルの議論に移る前に、問題の核心について触れておきたい。

現在日本では熊本に「赤ちゃんポスト」がある。また、「内密出産」を実質的に可能にしようという援助もある。さらには、生殖補助医療においては、現在のところ、生殖細胞などの諸部分の提供者は基本的に匿名である。では、何がこの「匿名性」を必要とさせているのだろうか。個人にこの「自発的」匿名性を迫る原因は、上で言及した悲嘆可能性の境界を形作っているものとほぼ同じものである。それは家族制度だ。フェミニズムが「家父長制的」あるいは「ファロセントリズム(男根中心主義)」と批判的にしてきたものである。現代の家族制度の機能は、異性愛の一夫一婦制度の婚姻関係を確定し、それをもとに「父」を登場させること、この父を通した財産の相続の流れを確定すること、子の養育義務を確定すること、などにある。この制度が生み出す親族関係のなかに織り込まれない人間は、「公式の」私的関係、つまり日本では「戸籍」に登録されず、まさに「身の置き場がない」状態に置かれてきた。しかも、多くの場合、道徳的汚名を着せられてきた。また、逆の場合で、父権制家族規範が課す家系の継承という義務に応じて養母になろうとする女性が、母になれなかったということが「公に曝されないようにするために」実母を消去する場合もある⁽³⁰⁾。空いている枠は二つ「父」と「母」だけであり、この枠に書かれている名の正統性を担保するために他のすべての名は抹消されることになるのである。

これまで「母」の権利を掲げるフェミニズム理論の最大の困難は、胎児の養育と子供(乳児・幼児)の養育とが「産む」ことのなかで連続的に捉えられ、産む人間の権利を主張したとたんに養育の「義務」が降りかかってくるということだった。この義務の根本原因は、人間の生理的早産にあ

(28) 市川、前掲書、10頁。

(29) 同上書、18頁。

(30) コーネル、前掲『自由のハートで』188頁。

り、この早産のギャップを人間はさまざまな制度で埋めてきた。近代以降、産む人間以外にこの義務を割り当てるとすれば、その担当者を誰にするべきかという問題は、フェミニズムのなかでかなりの論争になってきた。日本での有名な例は、「母性保護論争」である⁽³¹⁾。問題は、既存の制度のもとで考えると、非常に選択肢が少ないということだ。国家、家族以外にない。国家に回収されない自立性をもった中間団体が存立していれば「社会」も選択肢に入れることができるだろう。だが、現在のところ、そのような中間団体は第三項として名付けられるほどに制度化されてはいない。したがって、産む人間が自分以外に養育の義務を割り当ててを要求すれば、それは現在のところ、国家か家長制的家族かという「究極の選択」しかないのである。

国家は、人口という頭数の都合によって、数が必要な場合には「母性保護」の名目のもとに財政的援助を差し伸べる。「エンジェル・プラン」に始まるここ30年間の日本政府の「少子化対策」がそのよい例である。ただ、この「母性保護」が名目にすぎないということは、刑法に墮胎罪が残存し、その例外として「母性保護法」によって中絶が許可され、しかもその許可は「配偶者同意」を要件としているということから、明らかである。さらには、より改良された中絶法の認可も長年棚上げにされてきた。産み手の人格と権利を認めない国家は胎児と子供を「肉」レベルでしか扱えない。

では、家族はどうか。こちらのほうがむしろ変容 transformation と進化 evolution の可能性を孕んでいる。フランスなど婚外子が5割以上にのぼる国の経験が示すのは、もはやこれまでの家族法が生み出してきた「父」は要らないということである。産み手である「母」（これは家族関係における父との対での母ではない、上述したような投企する者であり始原にある存在としての概念的「母」である）がいれば、これまでの「父」の機能であった養育義務者は複数であっていい。親が異性のカップルで二人である必要はない、ということだ。現在、法的には未成年に対する共同親権・監護権は（日本は別として）母と父に限定されている場合が多いが、家族メンバーの流動性のもとでの実生活の経験が垣間見せるのは、親の多数化の可能性である。日本における離婚後の単独親権は、前々世紀の遺物であって、決して「母」の権利の承認であると誤解されてはならない。単独親権の制度のもと、代々の父の名を遺すことをよしとする家では母が追放され、名もなき庶民の場合は、父が監護義務から免除されるという悪しき効果もたらされてきた。しかもこの法制は、「母」の投企を監護義務に強固に縛り付けると同時に、優生保護法の経済条項を示すことによって、女性達の「自発的」子宮コントロールを促してきた。児童の虐待死の責任を児童相談所の落ち度に帰すよりも前に、まず親の数を増やし、父を「親」にする必要がある。

コーネルのアイデアの巧妙さは、家族を解体するのではなく、親を増やすだけで家族は変容する、と示唆した点にある。異性愛カップルを軸とした家族を形成したい人は現行のまま実行してください、でもそれ以外の親の在り方も容認してください、という交渉を社会に提案しているのである。産むものの人格の保護というこれまでのコーネルの主張からすると、「核となる単位を母子と定義する」と主張するマーサ・ファインマンと将来図が一致するのではないかと思われるのだが、コーネルはファインマンの見解に異を唱えている。それは、ファインマンの「母」がコーネルが概

(31) この論争に「母性保護」論争という名称が与えられ続けることに、筆者は異議を申し立てたいが、これは別の機会に論じる。

念化した投企する始原の「母」ではなく、ケアの担い手にすぎないという点だ。子は依存者であり、このケアの需給関係が「『自然な』単位、あるいは家族単位の核」とされ、その核を中心に「世代を越えた性的でない親密性の組織」が形成される。この母子の「基本単位を中心に社会政策や法規をつくるべき」というのがファインマンの主張である。つまり、法的カテゴリーとしての婚姻関係を排して、家族の代わりに、法が介入しない私的な親密権というカテゴリーを作るという発想であり、「婚姻が占める法的空間の中に他の親密性を次々に持ち込んで、婚姻にあてはめて同じ特権と保護を受ける権利を主張する」よりも、どのような性的親密性であろうと平等に扱われることができるメリットがある⁽³²⁾。このファインマンの構想をより具体化すると、つまりは、ケアの担い手としての母親と受け手である子、そして親密だとされたケアの準担い手によって形成される家計を共にする単位としての世帯、といったものになるだろう。コーネルは、ファインマンの「母＝産んだ者＝ケアの担い手」という前提は「女性が自らの性に関わる存在を表現する権利を制限することによって女性の自由を否定している」と批判する⁽³³⁾。また、ファインマンが言う、「異性愛という範型になぞらえる」よりも「親密性」として括ったほうがよいという点についても、「異性愛」に付け加えるべき他のエロスの形態があるはずで、それはたんに異性愛という範型になぞらえることしかできないわけではなく、「家族」が内包していたエロスの契機をファインマンは除外して、ケアの需給関係に単純化しているとコーネルは批判している。

ただ、これらの点以外、ファインマンの親密権構想とコーネルのそれはさほど離れていない。「人格としての完全な平等を承認することを通して家族法に設定されるべき限界と整合性のある改革の構造」として、以下の要件を挙げている。第一に、民法上の婚姻や他の形式のパートナーシップに登録することを選択するすべての人々を対象に家族法による保護がなされること。確かに婚姻や家族形成が異性愛の模倣であるという批判がありそれは妥当だが、婚姻ができる権利を要求することは、平等な価値の法的承認につながる意味をもつ。第二に、「政府が子供のための監護責任の構造を提供」すること。「監護責任を性的関係にある人々にのみ関連づけることに固執すべきでもない」⁽³⁴⁾。したがって、監護権と性的関係の単位がいったん分離され、監護権は新たに引き受けられることになる。「監護責任を引き受けた時点で親が法的に確定され、その結果、子どもたちはそれぞれ、法的に承認された家族をもつようになるだろう」⁽³⁵⁾。この場合、親は何人でも、「チーム」でもよい。

ここで、監護責任を引き受け、親になりたい人々が、生殖プロセスにどのように関わることができるか、という問題が発生する。生殖補助医療において、一人の産み手だけではなく、ドナーからの提供物との結合を介して子供が生まれる場合、投企する「母」をどのように考えればよいのかという問題である。先に触れたように、生殖補助医療においても、匿名性の原則が存在していた。イレヌ・テリーは、この匿名性は生殖補助医療が最初は精子提供から始まった事情によると説明し

(32) マーサ・A・ファインマン『家族、積みすぎた方舟——ポスト平等主義のフェミニズム法理論』上野千鶴子監訳、学陽書房、2003年、18頁。

(33) コーネル、前掲『自由のハートで』201頁。

(34) 同上書、217頁。

(35) 同上書、218頁。

ている。「生殖が夫とのあいだでなされたと思わせることができるように懐胎の秘密を守らなければならないという、当時は当たり前のように見えた考え」すべてが取れんし、「精子の提供が父性の争いになりうると考える社会・歴史的状況においては「見ざる・聞かざる」モデルが打ち立て」られたのである⁽³⁶⁾。しかし、この匿名原則は子供が自身の出自を知る権利という点から再考されるようになった。さらに、女性が卵子提供や代理出産をする技術が登場し普及した今日、この匿名原則はまさに女性が商品化、奴隷化しないために廃止される必要性が生じている。

とりわけ代理母は、フェミニストの間で意見が大きく割れてきた問題である。コーネルの投企する「母」という概念は、代理母の捉え方に新しい視点を提供する。つまり、この投企する「母」は必ずしも一人の人間である必要はないということだ。産み手と親になるゲイ・カップルがまさにチームとして投企する「母」になりうる。この場合、匿名性どころか逆にかなりの親密性が必要であり、契約や報酬を介しない関係であることが必要とされる。このような複数人格からなる投企する「母」が存在する余地を作るべきだとコーネルは主張する。一方、匿名であったり契約で報酬や子の売買を認めたりする場合には、代理母は「商品化」「現代の奴隷制度」に値するものになる。なぜなら、それは生まれてくる子を物のレベルに貶めているからである。「人間は決して売却できない。それは奴隷制である」。多くの人々は道徳的に悪い判断だとみなすかもしれないにせよ、「成人は彼女が何者であるかの一つの表象として、身体の一部を譲与することができる」自由をもつ。「しかし、赤ちゃんは一部を譲与することはできない。なぜなら彼女はまだその判断ができないからである」⁽³⁷⁾。テリーも、二つのレベルの違いをこう説明している。予め同意された代理母の場合、あるいは精子や卵子のドナーの場合でも、彼らはたんなる「人体の一要素」を提供しているのではなく、「子をなし親になること」を贈与しているのである⁽³⁸⁾。

以上、投企する「母」の諸相を見てきたが、これこそが、リプロダクティブ・ライツの主体である。ここまでの叙述を前提すれば、コーネルが自身の最後のメッセージのなかで、問題なのは「選択の自由」ではないと主張している意味をくみ取ることができるだろう。

ドゥルシラ・コーネル／カロリナ・アロンソ・ベハラノ

「ロー対ウェイド判決を覆す米国最高裁判所の判決草案に依って 2022年5月10日」⁽³⁹⁾

「ロー対ウェイド判決を覆す最高裁判所の判決草案が漏洩したことを受けて、中絶の権利を支持するデモが全米で勃発しました。これは合衆国最高裁判所の歴史のなかでも稀な出来事です。この衝撃的なニュースを受けて、私たちはこの問題をめぐる「選択」のリベラルな言説に異議を唱えます。これは中絶の権利を支持しないゆえではまったくなくて、この権利は生殖の自由に関する完全なプログラムの文脈のなかに入れられる必要があるからです。安全な中絶を実際に受けることができることは極

(36) イレーヌ・テリー『フランスの同性婚と親子関係——ジェンダー平等と結婚・家族の変容』石田久仁子、井上たか子訳、明石書店、2019年、160頁。

(37) コーネル、前掲『自由のハートで』229頁。

(38) テリー、前掲書、176頁。

(39) Drucilla Cornell and Carolina Alonso Bejarano, "In response to the US Supreme Court draft decision overturning Roe v. Wade, 10 May 2022", *CRITICAL LEGAL THINKING: LAW AND THE POLITICAL*, (<https://criticallegalthinking.com/2022/05/10/in-response-to-the-us-supreme-court-draft-decision-overturning-roe-wade/>)

めて重要ですが、中絶の権利は、それをはるかに超えています。

黒人の革命的フェミニズムは、長い間、中絶(合法化)運動は、生殖の自由のあらゆる課題を考慮に入れなければならないと指摘してきました。この課題には、子供を産む権利、産まない権利、そして有給育児休暇、国民皆保険、そして出産のための安全な環境が含まれます。黒人と先住民族の女性にとって、問題はただ母親にならない権利だけではなく、母親になる権利に関するものであることが非常によくあります。残忍な奴隷化、優生学、刑務所、警察によって米国の性的有色人種から奪われてきた権利。

私たちが言いたいのは、私たちが妊娠したいか中絶したいかどうかにかかわらず、私たちの身体がその本来の意味で国家に引き渡されているのだということです。私たちと同じように、ロー判決以前の時代や中絶が違法である国で育った人なら誰でも、誰もが中絶について考えるずっと前から、妊娠の恐怖、つまり生殖する存在である自分自身に対する無知が、私たちにつきまとっていたことを知っています。文字通り、バラバラの身体とさまよう子宮にされ、政府と国家は「セックス」と「快楽」がもたらすかもしれないものを私たちにますます恐れさせています。皮肉なことに、実際に自分の身体を所有している人は誰もおらず、脆弱さゆえに、存在としての自分自身に意味を与える能力を(権利のなかに)入れることが、各人にとって、そして実際、人格性の条件にとっても、いっそう重要になっています。

これは、私たちがイマジナリーな領域と呼ぼうとしているものです。私たちは、私たちの子宮が私たちのものであり、私たちが、自分が生殖する存在として何者であるかを象徴する源であることを、想像できる必要があります。イマジナリーな領域は、各個人に国家のものではなく「自分の」身体を投企する権利を与えるでしょう。そして、これは明らかに中絶を超えたものです。例えば、中絶の違法化を通じて私たちの身体の管理を残酷に強制する国家主義者のプロジェクトは、トランスジェンダーやノンバイナリーの人々の身体的自律を規制する、全米で蔓延している政策と深く結びついています。

私たちが強調したいのは、合衆国には万人のための育児休暇もなければ、連邦政府による医療もメディケアもなく、この国の黒人の親は世界で最も高い出産死亡率に直面しているということです。本件での問題は生命(life)に関するものだと私たちが思っているのでしょうか？⁽⁴⁰⁾ 全くそうではありません。実際の中絶をなくすことを気遣うのであれば、投薬と性教育によって実現できるのです。

一方、生殖の自由への権利が剝奪された場合に私たちが失うのは、自分自身を同等の尊厳をもった人間であると主張する能力です。そして、この判決の影響は、有色人種、不法滞在者、トランスジェンダーおよびノンバイナリーの人々、障害のある人々、低所得者を含む、少数派の人々に対して最も厳しいものとなるでしょう。私たちが組織し、お互いに世話をし、私たちの権利に対するこの攻撃に対抗して街頭活動するとき、私たちの呼びかけは、黒人女性とその他の有色人種の女性(アンジェラ・デイビス、ドロシー・ロバーツ、ロレッタ・ロスを含む)が主張してきた完全な生殖の自由プログラムに賛同することです。もちろん、そのプログラムには中絶の権利も含まれますが、それをはるかに超えています。

4 『ジェンダー・トラブル』のトラブル——ジェンダーはアイデンティティか

以上、コーネルによる、埒外に置かれた「母」の救出とフェミニズムの理論的再構築を概観した。しかし、この20年間、ジェンダー論の隆盛のなかで、「フェミニズム」は換骨奪胎させられ、望んだものは僅かしか達成されていないにもかかわらず、「ポスト・フェミニズム」などと勝手に終わったことにされたり、「第三波」だの「第四波」だの、極めてアド・ホックな更新宣言が出さ

(40) ここでの「生命 life」はおそらく、プロ・ライフ運動の「生命尊重 pro-life」を暗示している。

れたりしている。このような事態になった一因として、「ジェンダー」という用語の理解と使用における混乱があったと思われる。これを簡潔に整理しているのがテリーである。

構造主義を踏まえて「ジェンダー」を捉える場合、それは個々人の性格や特質とはあまり関係がない。運動会でたまたま紅組に割り振られて赤い鉢巻をした程度のことだ。そもそもの親族システムでは、男と女の鉢巻に分け、両者を組み合わせることで、有性生殖の機会の頻度上昇効果が見込まれているにすぎない。国家は、個人を「識別」するための記号として性別も使うだろうが、国籍、出生地や生年月日同様に、それはアイデンティファイされるための情報であって、自己認識としてのアイデンティティではない。この点は、構造主義の人類学でも、ラカンなどの精神分析学でも同じである。政治思想分野で、例えば「差異の政治」のアイリス・M・ヤングもこの意味でジェンダーを使っていた。本稿第1節で問題にされているのもこのジェンダーである。この場合のジェンダーは、個々人のアイデンティティに関わる属性ではなく、社会が人間集団をカテゴリーで分けて差異を生み出すことで、個々人を一定の様式で関係づけるための、まさに社会的カテゴリーの一つである。ジェンダーが帰属しているのは社会制度であり、具体的に言えば性を記させる戸籍、入学願書、履歴書等であって⁽⁴¹⁾、個人の自我の告白ではない。以上のようなジェンダーの捉え方を、テリーの用語に従い「ジェンダー関係アプローチ」と呼んでおこう。

ところが、「ジェンダー」の意味の理解はそれだけではなかった。「ある研究者たちにとっては、ジェンダーは人間の属性、特性、あるいはまたアイデンティティとして理解されるべきものである」⁽⁴²⁾。その場合には、個々人の心理的、精神的な属性と特性を表すものとして「ジェンダー」が用いられる。この用法は、ジェンダー関係アプローチからすると誤用とさえ思われるものである。しかし、テリーによれば、合衆国には「ジェンダー」という用語の別の起源があり、それは1960年代のアメリカ合衆国での「性転換とよばれていたものに関する論争」である、とされている。ここでのジェンダーは、個人が内面化している性別化された特徴、つまり「男らしさ／女らしさ」と、この尺度から見た自己認識、つまりはアイデンティティを意味する。これを「アイデンティティとしてのジェンダー・アプローチ」とここでは呼ぶことにする。

「男らしさ／女らしさは社会の構築物」と喧伝する教条的なジェンダー政策が国策として実施されるにつれ、傍流であったはずの「アイデンティティとしてのジェンダー・アプローチ」が「クイア理論」という一学問領域をも形成し、この二つの違った「ジェンダー」の用法が時には混交して用いられるようになった。問題は、これがバトラーが企図した「攪乱」的效果どころか、ジェンダーはアイデンティティであると主張されることで、ある意味、逆に性とジェンダーがせりあがってくる結果を招いた点である。「ジェンダー関係アプローチ」が、社会における性別カテゴライズの意味と効果をより低減させる方向で動いていたところに、性別カテゴリーがアイデンティティ承認のために不可欠であるという訴えが「アイデンティティとしてのジェンダー・アプローチ」から生じ、性別類型カテゴリーを強化し増殖させるという、まさにカウンターパンチが生じたと言えるだろう。この結果、クローゼットから閨房へという要求、つまりホモセクシュアル・カップルが親

(41) ジェンダーによる差異化の問題の焦点は、特定の状況で性別を書き込むことが、どのように機能しているか、差別を引き起こすように機能しているかいないか、という点である。

(42) テリー、前掲書、35頁。

密圏のプライバシーの自由のもとに国家の権力から保護される権利の要求は、今や閨房の壁を突き破り、一国家への入国の踏み絵としてさえ機能している。オランダ政府は、移民申請者に、「二人の男性がキスをしている写真を見せ」「不快かどうか、個人の自由を表現していると理解される」かどうかを報告するよう求めた、とバトラーは批判的に伝えている⁽⁴³⁾。国策のLGBTQ平等が「先進」諸国で進められる一方で、ロー対ウェイド判決は覆された。日本でも「性的指向・ジェンダーアイデンティティ」理解増進の旗印が国策で掲げられているが、重要なのは「アイデンティティの理解」よりも、個々人のセクシュアリティの自由を保障するとは何をすることなのかを理解することではないのだろうか。

ミシェル・フーコーは、「私は同性愛者だ」というように、自身を性に関連する何らかのカテゴリーで述語づけて断言することは、権利の主張として必要な場合もあるが、同時に「檻でもあり罫でもある」、なぜなら、「人は決して一つの立場で安定することはできないのであり、私たちの諸カテゴリーの用法を時に応じて定義する必要がある」からである、と述べている⁽⁴⁴⁾。さらにフーコーは、フランス語の「ゲ(gai)」が「ゲイ」と「陽気な、快活な」を同時に意味することを利用しつつ、むしろ「〈ゲイ／快活〉であることに夢中」になるべきだ、と付言している⁽⁴⁵⁾。つまり、性の選択とは、自分に述語づける性別カテゴリー、つまりジェンダーアイデンティティを選ぶことではなくて、「差し与えられた生の様式を拒否」し、「新たな関係を発見し、発明する」といった「生存の変革のオペレーター」であろうとすることなのである⁽⁴⁶⁾。異性愛であろうがLGBTQであろうが、どんな人のセクシュアリティもその根源にあるエロスにおいて特異性 singularity をもつのであり、それをカテゴリーでは括れない。したがって、求めるべきは、自らを類型化しながしかのカテゴリーに包摂されることなく、むしろカテゴリーから抜け出る自由であるはずだ。

「ジェンダー関係アプローチ」に立てば、上記のフーコーのような自由への向かい方になると思われるが、この20年間に生じたのは「アイデンティティとしてのジェンダー・アプローチ」への急転換であった。これが生じた一因に、バトラーの『ジェンダー・トラブル』がある。そこでは「ジェンダー」は端から「ジェンダーアイデンティティ」と理解され、次のような問いが立てられている。「ここでの問題は以下のようなものである。つまり、ジェンダー形成やジェンダー区分を規定していく実践 regulatory practices は、どの程度アイデンティティ…を構築するものなのか」、そして「どの程度アイデンティティは経験に基づいた特徴ではなく、規範的理念なのか」⁽⁴⁷⁾。バトラーは「アイデンティティ」を「主体の内的首尾一貫性、実際には人格の自己同一的な状態 the self-identical status」と規定している。バトラーの「ジェンダーアイデンティティ」は、現代のLGBTQ理解促進政策で説明されているような「性自認」に留まるものではなく、目指す着地点はおそらくフーコーと同様のものであろうが、「ジェンダーアイデンティティ」としてのジェンダー

(43) バトラー、前掲『戦争の枠組』135頁。

(44) ジュディス・バトラー『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』竹村和子訳、青土社、1999年、40頁。

(45) 同上書、42頁。

(46) 同上書、41頁。

(47) 同上書、46頁。

というそもそもの理解が、逆に、慣習や文化によって形成された男性／女性のアイデンティティやセクシュアリティが規範的理念として存在するという本質主義的前提を伴せざるを得なくしていると思われる。つまり、男と女という「不動の実体」はないのであって、個々人の属性を「文化的に確立された首尾一貫性のラインにそって規制する」ことでジェンダーは生産されている、とバトラーが語る場合の、「文化的に確立された首尾一貫性」（よりかみ砕いて言えば、「らしさ」）の想定こそがまさに本質主義的前提なのである⁽⁴⁸⁾。他方、バトラーにおいては、そのような規制から逃れ出る個々人の属性が存在することも「ジェンダー生産の虚構性をあばくために」必要とされる⁽⁴⁹⁾。このアイデンティティの内部に予定不調和的に仮定された互いに反発する二契機は、バトラーの身体論にも通底している。身体は徹頭徹尾社会的な現象であり、その受動性と能動性は、外部の世界、他者である世界によって定義され条件づけられる一方で、身体は情動という形で他なる世界に応答する、というのがバトラーの枠組みである⁽⁵⁰⁾。刻印と反発という二元論が行きつく先は、バトラーが1990年代にすでに予想していたように、「不調和な形容詞が遡及的に作用して、それが修飾していると思われる実体的なアイデンティティを定義しなおし、その結果実体的なジェンダーカテゴリーの枠を広げて、まえには排除されていた可能性までも含みこむことになるかもしれない」というカテゴリー増殖運動である⁽⁵¹⁾。今ではLGBTQまでカテゴリーは増え、それを理解させる国策も開始されているが、これはフーコーが展望した自由とは大きくずれている。

おわりに

本稿では、合衆国においてジェンダー論が生まれた背景、埒外に置かれた「母」とその哲学的救出、アイデンティティとしてのジェンダー概念理解の問題に触れつつ、リプロダクティブ・ライツの主体である「未来に投企する者としての〈母〉」を概念化してきた。「少子化対策」を安易に口にするのはおぞましいと多くの人を感じるようになるとき、ようやく真のフェミニズムの一步が達成されるといえるだろう。重要なのは、性別の強制的符号付けで男女のユニット創出を促進し種の再生産を駆動させてきた従来の社会システムのプラグを抜くこと、つまり、脱再生産的未来主義に立つことである。同時に、LGBTQのカテゴリーを掲げる人々がフェミニストとともにこの脱再生産的未来主義に立ち（むしろ、立たざるを得ないことを自覚し）、ともにリプロダクティブ・ライツ確立のために連帯することが要請されるだろう。さもなければ、LGBTQのカテゴリーを掲げる人々にとって、女性の身体は、親になりたい欲望を満たすまさに「物」となってしまう可能性がある。追求されるべきは、「母からの解放」ではなく「母の解放」である。

（ごとう・ひろこ 法政大学経済学部教授）

(48) ここで敢えて「本質主義」という言葉を使っているのは、それがいかに無意味なレッテル貼りかを示唆するためである。これまで、「母」や「性的差異」は「本質主義」と断罪され、問題の外に追いやられてきた。このレッテルは、逆に「アイデンティティとしてのジェンダー」理解に適用できる。例えば、ドラッグ (drag) は「らしさ」を前提し、より固定化するという効果をもつという意味で、本質主義的であるといえる。

(49) バトラー、前掲『ジェンダー・トラブル』、58頁。

(50) バトラー、前掲『戦争の枠組』48、49頁。

(51) バトラー、前掲『ジェンダー・トラブル』58頁。